

令和7年度インド環境ビジネス創出支援事業企画提案募集要領

この要領は、「令和7年度インド環境ビジネス創出支援事業」を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

ついては、次のとおり事業実施受託者を募集する。

1 事業の目的

県では、令和6年1月のインド経済交流ミッションにおいて、インド・タミルナドゥ州との間で、「経済協力に関する覚書」を締結するとともに、現地企業への知事のトップセールスを通じて、今後の本県の現地における有力パートナーとして、強固な信頼関係を構築している。

今後、同州との経済交流のさらなる拡大・深化を通じて、県内企業の実需創出につなげるためには、本県における海外展開支援のコンセプトである「州政府等との連携による本県の強みを活かした現地課題解決型のプロジェクト形成」を進めることが重要である。

本事業では、本県の強みである県内企業の環境技術等を活用し、インド・タミルナドゥ州が抱える現地環境課題の解決につなげるプロジェクト形成を通じた県内企業の現地でのビジネス機会の創出に向け、同州及び現地企業等との綿密な連携のもと、専門的な視点での網羅的な調査を通じた現地課題等の抽出や当該課題等への対応可能性のある県内企業の技術提案等を行う。

2 事業の内容等

(1) 事業名

令和7年度インド環境ビジネス創出支援事業

(2) 実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(3) 事業の内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 委託料の上限額

15,999,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本事業が実施されない場合、企画提案者はそれまでに発生した一切の費用を請求することはできない。

3 企画提案の応募資格・条件

本企画提案に参加しようとする者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 愛媛県知事の審査を受け、令和5・6・7年度における製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている、又は契約締結までに登録が予定されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 国または地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (7) 愛媛県と緊密な連絡体制が構築できること。
- (8) 共同企業体で参加しようとする場合は、代表者、構成員ともに(1)～(7)の資格要件を満たすこと。なお、構成員として参加する場合、同時に単独での参加はできない。
- (9) 過去に類似業務の実績を有すること。

4 スケジュール（予定）

本募集等に係るスケジュールは次のとおり。

内 容	日 付	対応様式
企画提案募集開始	4月17日（木）	—
参加表明書及び質問書提出締切	4月23日（水）	様式1, 2, 4
応募書類提出締め切り	4月30日（水）	様式5～7
審査会、契約候補者決定、 契約手続き	5月上旬	—
業務開始	契約後速やかに	—

※上記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡を行う。

※各日において、受付時間は執務時間中（月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで）。

5 応募書類

(1) 参加表明書の提出

提出期限 令和7年4月23日（水）正午まで

- ① 参加表明書（様式1） 正本1部 ※共同企業体は様式1-1を添付すること
- ② 誓約書（様式2） 正本1部 ※共同企業体は様式2-1, 2-2を添付すること
- ③ 付属書類 各1部

・会社等の概要（様式任意 既存のパンフレット等可）

※参加を取り下げの場合は、4月28日（月）までに参加辞退届（様式3）正本1部を提出すること。

(2) 質問書について

提出期限 令和7年4月23日（水）正午まで

① 質問書（様式4）

- ・様式を用いて電子メールにより提出すること。
- ・電子メールの件名は、「プロポーザル質問（インド環境ビジネス創出支援事業）」とすること。
- ・電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。
- ・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案

事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(3) 企画提案書の提出

提出期限 令和7年4月30日(水) 午後5時まで

① 企画提案書表紙(様式5) 正本1部

② 企画書(様式任意) 5部(うち正本1部)

- ・A4判とすること。
- ・事業仕様書に基づき、企画提案書を作成すること。
- ・具体的には、基本方針、プロジェクトの進め方、提案者のノウハウ、企画、スケジュール、実施体制等を提案し、特色が分かりやすいものとする。なお、図表等を用いることも可能である。
- ・更なる成果の向上に資する追加提案がある場合は、具体的に記載すること。
- ・企画提案に際しては、委託金額に影響を与えない範囲の内容で行うこと。

③ 費用見積書(様式6) 正本1部

- ・見積もりに係る積算内訳書を別途添付すること(様式任意)。

④ 事業の統括責任者・従事予定者一覧表(様式7) 正本1部

- ・本事業にあたって十分な経験を有する者を統括責任者とする。
- ・参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。
- ・提出後の統括責任者等の変更は、愛媛県がやむ得ない事情があると認める場合を除きできないものとする。

(4) 提出方法

持参又は郵送(締切日必着)により提出すること。

なお、質問書は電子メールでの提出のみとする。

(5) 提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課スゴ技グループ

(メール：sangyoseisaku@pref.ehime.lg.jp)

(6) 公正な企画提案審査の確保

- ・参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- ・参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- ・参加者は、事業予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- ・参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 留意事項

- ・応募申込に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。書類は応募者に無断で二次的な使用は行わない。
- ・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、愛媛県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ・提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- ・書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、原則として日本語及び日本国通貨とする。

6 委託先の選定

(1) 選定方法等

審査会を設置し、提出された企画提案書等により内容審査・評価を行った後、最低基準を満たし、かつ最も優れた提案内容を行ったものを契約候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション

必要に応じ、時間及び実施内容等に係る詳細通知を行ったうえで、ウェブ会議によりヒアリングを実施する場合がある。

(3) 審査基準

書類審査については、次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

項 目	提 案 依 頼 事 項
提案内容の優良性	・具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れているか。 ・短期的な成果や事業の継続性、発展性が見込まれるか。
提案内容の独創性	・独自のかつ先進性のある提案が盛り込まれているか。
業務遂行の安定性	・業務遂行の実施体制は適切か。 ・業務工程ごとのスケジュールは適切か。
専門知識	・業務を遂行するために必要な知識、知見を有し、活用されているか。
経費	・業務目的、内容に即した適切な経費内訳が明記されており、妥当な業務価格であるか。
業務内容の理解度	・事業の目的を十分に理解した提案であるか。

7 欠格事項

応募者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- ・民法（明治29年法律第89条）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ・審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・本募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ・同一の応募者が二つ以上の提案書を提出した場合
- ・発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- ・その他不正な行為があった場合

8 委託契約

(1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、県と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、県が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となったものを最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書（※）のほか、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じることとする。

9 問い合わせ先

愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課スゴ技グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4-2

TEL : 089-912-2473 FAX : 089-912-2259

e-mail : sangyoseisaku@pref.ehime.lg.jp